

令和2年5月29日

保護者の皆様

経済的な支援制度についての御案内

愛知県立江南高等学校
校長 福島 宏

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響による就労状況の変化のため、経済的問題が生じている御家庭もおありになるのではないかと拝察いたします。そこで、改めて経済的な支援制度について御案内いたします。家計急変により収入が激減した世帯におかれましては、新たに支援が受けられる場合があります。

また、県教育委員会においては、スクールソーシャルワーカー（福祉の専門家）制度を整備して、お子様と保護者様への支援を行っております。

これらの制度の御利用を希望される場合は、担当又は担任まで御連絡いただくようお願いいたします。

1 経済的な支援制度

・授業料の減免

授業料納付が減免となる制度です。

・就学支援金

授業料を国が負担する制度で、実質無償となります。

返済不要です。

昨年度は、約8割の生徒が対象となっております。

・奨学給付金

授業料以外（教科書費、教材費など）の教育費に充当するため、一定の条件に合致した場合、保護者の皆様に資金を給付します。返済は不要です。

・給付金額：年額 32,300 円～129,700 円

・奨学金

修学を支援するための資金を一定の条件に合致した場合、生徒の皆様に貸与します。

卒業後に貸与した全額の返済が必要です。

・貸与額：月額 11,000 円～23,000 円

※ 制度については、次のところにお問い合わせください。

就学支援金及び授業料の減免：県教育委員会財務施設課管理グループ（電話 052-954-6763）

奨学給付金及び奨学金：県教育委員会高等学校教育課奨学グループ（電話 052-954-6785）

2 スクールソーシャルワーカー制度

スクールソーシャルワーカーは、本校に勤務しているわけではありませんので、相談を希望される方は、まずは担任まで御連絡ください。

担当 主査 今井
教諭 林
電話 0587-56-3511